

「はい、こちら企業の労働110番です」「先日、労働基準監督署の方が来られ……」「どこか聞き覚えのある声の電話の主は、20年来親しくさせ

ように』との是正勧告を受けたが、どうしたらいいのか?』とのご相談でした。詳しく内容をお聞きすると、会社には安全衛生委員会は設置してあるが、『名ばかり安全衛生委員会』で、ここ半年程委員会を開催しておらず、産業医も過去に委員会には一度も参加されたことがないとのことでした。

いただいている、労働者数が120名の製造業の専務さんでした。『安全衛生委員会を開催していないということとで、『適法な状態にする

名北協会相談員日誌 ⑦

# じちか企業の労働110番です



(社)名北労働基準協会

事業企画推進課長

石田 和彦

## 安全衛生委員会に係る是正勧告対応について

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として労働者数50人以上の場合、屋外・工業的業種は安全管理者の選任と、安全について調査審議する安全委員会の設置を、また、全ての事業場に衛生管理者及び産業医の選任と、衛生の重要事項を調査審議する衛生委員会の設置を義務付けています。

あつては、業種に応じ安全衛生推進者を選任し、事業場の全衛生管理等を担当させることが義務付けられております。

さて、安全衛生委員会等を開催する意味は何か。法律で定められており、からだけでしょうか。企業を支えるのは人であり、その大切な労働者の安全と健康を守ることは、

なお、それぞれの委員会の役割を果たす安全衛生委員会を設置することもできます。また、10人以上50人未満の事業場に



安全衛生委員会の調査審議は、産業医、安全管理者、衛生管理者等の労使双方で構成される委員会が行い、委員会は毎月1回以上の開催が原則です。委員会では労働者の危険または健康障害を防止するための基本対策などの、

安全衛生に関する重要な事項について協議し、議事録は3年間の保存義務があり、その議事の概要を労働者へ周知することが必要である旨説明し、期日までに産業医も参加した委員会の開催等を行い、是正報告をするようお話をしました。

企業の最も重要な義務です。また、企業には、労働者の生命、身体を危険から守るための措置を講ずる、民事上の『安全配慮義務』があり、この義務を怠り労働災害、過労死、過労自殺事件等が発生した場合、多額の民事損害賠償請求が行われる場合もあります。

労働災害の防止と健康確保のためには、労使一体となつた取り組みが不可欠であり、労働者の声にしっかりと耳を傾けることが重要です。そうした活動を行う安全衛生委員会は企業の重要な役割を担い、まさに企業を守る砦であるといつても過言ではありません。

安全衛生に関するご質問・ご相談は、

「企業の労働110番」  
(☎ 052-961-

7110) 企業の労働なんでも110番)にて承ります。次ページのご案内も併せてご覧ください。